



令和6年

第2回観音寺市議会定例会提出議案



令和6年5月

令和6年第2回観音寺市議会定例会提出議案

議案第47号 工事請負契約の締結について

議案第47号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求める。

令和6年5月30日提出

観音寺市長 佐伯明浩

- 1 工事名 第2運動公園管理棟他建設工事（建築主体）
- 2 工事場所 観音寺市凧瀬町
- 3 契約金額 金170,500,000円
- 4 受注者 香川県観音寺市本大町1735番地
株式会社合田工務店 観音寺営業所
所長 茨木 義隆

（提案理由）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び観音寺市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年観音寺市条例第55号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるため、本案を提出するものである。

工事請負仮契約書

1 工事名 第2運動公園管理棟他建設工事（建築主体）

2 工事場所 観音寺市風瀬町

3 工期 着工 市議会の議決を得た後、通知をした日
竣工 令和7年3月21日

4 契約金額及び契約保証金額

契約金額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	¥	1	7	0	5	0	0	0	0	0
うち消費税及び 地方消費税の額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	¥	1	5	5	0	0	0	0	0	0
契約保証金額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	¥	1	5	5	0	0	0	0	0	0

[建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に規定する対象建設工事の該当の有無]

該当する（分別解体等の方法等については、別紙のとおり）

該当しない

上記の工事について、発注者 観音寺市 と受注者 株式会社合田工務店 観音寺営業所とは、各々対等な立場における合意に基づいて、観音寺市契約規則並びに観音寺市工事請負契約約款により請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この仮契約書は、観音寺市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年観音寺市条例第55号）第2条の規定により観音寺市議会の議決を経たとき、又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定による専決処分があったときに本契約が成立するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上各自1通を保有する。

令和6年5月27日

発注者 香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号
観音寺市
観音寺市長 佐伯 明 浩 ⑩

受注者 香川県観音寺市本大町1735番地
株式会社合田工務店 観音寺営業所
所長 茨木 義 隆 ⑩

※留意事項

- 契約金額等の金額欄には、アラビア数字をもって記入するとともに、頭書に¥の記号を付記すること。
- [建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に規定する対象建設工事の 該当の有無]については、いずれかの口欄に✓印を記入し、該当する場合は、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第4条に規定する事項を記載した書面を添付すること。